

山梨県公報

第三百六十六号

令和五年

四月三日

月 曜 日

目次

告 示

- 指定納付受託者の指定(二件)……………二五三
○公印の廃止……………二五三
○救急病院等の認定……………二五四
○道路の区域変更……………二五四
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………二五四
○山梨県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類の廃止……………二五五
○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出……………二五五
○収入証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………二五六
- ### 公 告
- 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定(二件)……………二五六
○公共測量の終了……………二五六
○開発行為に関する工事の完了について……………二五六
人事委員会
○簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等……………二五七

告 示

山梨県告示第百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 S B ペイメントサービス株式会社
社 東京都港区海岸一丁目七番一号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー

二 指定納付受託者を指定した日 令和五年四月一日

三 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふると納税に係るものに限る。)

四 指定納付受託者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類等

1 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード

(一) VISA

(二) MasterCard

(三) JCB

(四) AMERICAN EXPRESS

(五) Diners Club International

2 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済

(一) ソフトバンク株式会社

(二) KDDI株式会社

(三) 沖縄セルラー電話株式会社

(四) 株式会社NTTドコモ

五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第百十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者を指定した日 令和五年四月一日

三 指定納付受託者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふると納税に係るものに限る。)

四 指定納付受託者が代理納付の対象とする電子決済サービスの種類

1 PayPay残高払い

2 PayPayあと払い

五 指定納付受託者に代理納付させる期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

山梨県告示第百二十号

山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第九号）に基づき、リニア未来創造局用及びスポーツ振興局用の山梨県知事印を令和五年四月一日付けで廃止した。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第百二十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構山梨病院	甲府市朝日三丁目十一番十六号
峡南医療センター企業団市川三郷病院	西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一
峡南医療センター企業団富士川病院	南巨摩郡富士川町鯉沢三百四十番地一

二 認定期限 令和八年三月三十一日

山梨県告示第百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和五年四月二十四日まで一般の縦覧に供する。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府市川三郷線
- 三 道路の区域

区間	旧敷地の幅員の別 （メートル）	新敷地の幅員の別 （メートル）	延長 （メートル）
西八代郡市川三郷町上野字川浦六一五番一 地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字橋場二七八 八番一地先まで	旧 一〇・一 二四・八	新 一〇・一 五一・一	一二六・六

山梨県告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 南アルプス市
- 二 都市計画法の種類の名称 南アルプス市都市計画下水道事業南アルプス市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年二月十六日から令和十二年三月三十一日まで
- 四 事業地

1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第五十四号、平成元年山梨県告示第三十三号、平成元年山梨県告示第三十四号、平成三年山梨県告示第八十三号、平成三年山梨県告示第八十四号、平成四年山梨県告示第二百二十七号、平成四年山梨県告示第四百七十一号、平成六年山梨県告示第二百十四号、平成六年山梨県告示第二百五十五号、平成七年山梨県告示第三百八号、平成七年山梨県告示第三百九十二号、平成八年山梨県告示第百号、平成八年山梨県告示第四百二十八号、平成九年山梨県告示第三百八十九号、平成十年山梨県告示第三十四号、平成十年山梨県告示第三十五号、平成十年山梨県告示第三十六号、平成十年山梨県告示第三十七号、平成十二年山梨県告示第十四号、平成十二年山梨県告示第五百四十四号、平成十三年山梨県告示第五百三十三号、平成十四年山梨県告示第五百十二号、平成十五年山梨県告示第八十九号、平成十五年山梨県告示第百六号、平成十五年山梨県告示第百七号、平成十五年山梨県告示第百四十三号、平成二十年山梨県告示第百六十三号、平成二十七年山梨

県告示第百十六号、令和二年山梨県告示第百十三号及び令和二年山梨県告示第百四十三号の事業地に、南アルプス市大字十五所字村内並びに大字十日市場字清住及び字御前崎の全部を加え、南アルプス市大字飯野字堰下、大字上八田字中沢、字中沢前、字産神、字宿西、字中畑、字西新居、字中島、字大門西、字大門東、字中村前、字天神前、字下村、字懐地藏、字堂前及び字半月、大字徳永字坂の上、大字西野字東北原、字西和田、字柳原、字観音堂、字道上、字西原、字道下、字明鉢及び字塞神、大字上宮地字堤尻及び字牧野、大字上今井字神明下、大字十五所字宮西、字村東、字古屋敷及び字村前東並びに大字十日市場字林間、字溝呂木道下、字屋敷前及び字前田道下の各一部を加え、南アルプス市大字飯野字三宮神、字村西、字原田及び字七社、大字西野字子森、字東原、字宮ノ西、字西久根及び字夏目原、大字吉田字西原、字北原及び字中畑、大字十五所字立石及び字村前西並びに大字十日市場字北林、字角力場、字溝呂木道上、字新居道上、字新居道下、字河原添、字西村前及び字東前田の各地内において各一部の事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百二十四号

山梨県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例（令和五年山梨県条例第十二号）第三条第六項において準用する同条例別表第二の知事が指定する者及び知事が指定する書類を次のとおり指定し、令和五年三月二十五日から適用し、山梨県手数料条例別表第二の百八十八の項イの知事が指定する者及び知事が指定する書類（平成二十八年山梨県告示第百四十三号）は、廃止する。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 知事が指定する者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者とする。

- (一) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。）第十一條第一項に規定する非住宅部分（以下「非住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合
 - (二) 法第十五條第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関
 - (三) 法第十一條第一項に規定する住宅部分（以下「住宅部分」という。）のみの用途に供する建築物について二(二)に掲げる書類を作成する場合
- 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号。以下「住宅品質確保法」という。）
- 第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関
- 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令・国

土交通省令第一号）第一条第一項第一号に規定する複合建築物について二(一)に掲げる書類を作成する場合 (一)及び(二)に掲げる者のいずれにも該当するもの

二 知事が指定する書類は、次に掲げる書類とする。

- (一) 一に掲げる者が作成した、法第三十六条第一項の規定に基づく申請に係る建築物が法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書類
- (二) 法第十二條第六項に規定する適合判定通知書の写し及び建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十八項に規定する検査済証の写し
- (三) 法第三十條第一項に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）第二十五條第二項の通知書の写し及び建築基準法第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十八項に規定する検査済証の写し
- (四) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四條第一項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）第四十三條第二項の通知書の写し及び建築基準法第七條第五項、第七條の二第五項又は第十八條第十八項に規定する検査済証の写し
- (五) 住宅品質確保法第六條第三項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号））に基づく断熱等性能等級四及び一次エネルギー消費量等級四又は等級五（法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、等級三、等級四又は等級五）に適合している場合に限る。）の写し

山梨県告示第百二十五号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六條第一項の規定により指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
甲府市大津町二〇 九四 山梨県工業 技術センター内	甲府市大津町二〇 九四 山梨県工業 技術センター内	一般社団法人 山梨県発明協 会	令和五年三月三十一日

山梨県告示第百二十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により指定した山梨県収入証紙指定売りさばき人の収入証紙の売りさばき場所について、次のとおり変更することを認めた。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所		住所	氏名	変更年月日
変更前	変更後			
富士吉田市竜ヶ丘二丁目六番十一号 セブニーイレブン富士吉田おひめ坂通り店	富士吉田市竜ヶ丘三丁目十二番九号 セブニーイレブン富士吉田おひめ坂通り店	富士吉田市小見三丁目二番十三号	有限会社富士コンビニエン スシステムズ 代表取締役 太田敏夫	令和五年二月二十八日

公 告

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（菅沼地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月一日まで

- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年五月十六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十月三日日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（柿平地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和五年五月一日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和五年五月十六日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和五年十月三日日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部林務環境事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 山梨県南都留郡鳴沢村地内外
- 三 測量の期間 令和四年六月二十七日から令和五年三月十五日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年四月三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町大石字中野山二千七百九十番六の一部、二千七百九十番十三の一部及び二千七百九十番二十九の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡富士河口湖町船津六千七百十三番地八 株式会社 T・S 代表取締役 山下 茂

人事委員会

山梨県人事委員会告示第一号

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を次のように定める。

令和五年四月三日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等

山梨県個人情報保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第十九条第一項の規定により、簡易な手続により提供することができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称及び記録項目、閲覧期間並びに閲覧場所を次のように定める。

個人情報取扱事務の名称	記録項目	閲覧期間	閲覧場所
一 職員採用試験（大学卒業程度）	第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点又は結果、合計得点、最終合計得点及び順位	合格発表の日から一月間	山梨県人事委員会事務局
二 職員採用試験（短大卒）	第一次試験 試験種目別得点	同右	同右

業程度）

三 職員採用試験（高校卒業程度）	点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
------------------	--	----	----

四 資格免許職職員採用試験

第一次試験 得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
--	----	----

五 民間企業等職務経験者職員採用試験

第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位	同右	同右
--	----	----

六 警察官採用試験 A

第一次試験 試験種目別得点又は結果、合計得点及び順位（最終合格発表前にお	同右	同右
--------------------------------------	----	----

	<p>七 警察官採用試験 B</p> <p>同右</p>		<p>同右</p>	
<p>八 小中学校事務職員採用試験</p>	<p>第一次試験 得点及び順位 （最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	
<p>九 小中学校栄養職員採用試験</p>	<p>第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	

<p>十 任期付職員採用試験</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十一 職員採用試験（就職氷河期世代）</p>	<p>第一次試験 得点及び順位（最終合格発表前においては、不合格者に係るものに限る。） 第二次試験 人事委員会が別に定める試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十二 障害者を対象とした職員採用選考</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十三 職員採用選考（研究）</p>	<p>人事委員会が実施する個別面接得点及び順位</p>	<p>任命権者が最終選考結果通知を発送した日から一月間</p>	<p>同右</p>
<p>十四 職員採用選考（獣医師）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十五 職員採用選考（職業訓練）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十六 警察官採用選考</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十七 職員採用選考（航空整備士）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>
<p>十八 職員採用選考（言語聴覚士）</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>	<p>同右</p>

十九 職員採用選考（消防）	同右	同右	同右
二十 職員採用選考（火山防災）	同右	同右	同右
二十一 職員採用選考（行政）	同右	同右	同右
二十二 職員採用選考（情報処理技術者）	同右	同右	同右

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
（口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の廃止）
- 2 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十七年山梨県人事委員会告示第一号）は、廃止する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番